東広島市配食サービス事業業務委託

業者選定に係るプロポーザル実施要領

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

令和６年１２月

1　趣旨

この要領は、東広島市配食サービス事業について、目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2　業務の概要

（1）業務名

東広島市配食サービス事業

（2）履行場所

東広島市内全域

（3）目的

65歳以上のひとり暮らし高齢者（高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者）又は身体障がい者で食事の調理が困難な者に対し、安全かつ栄養に配慮された食事を定期的に提供し、安否確認を行い、健康の維持及び増進を図りながら、高齢者及び身体障がい者が自立した在宅生活が送れるよう支援することを目的とする。

（4）委託業務内容

別紙「東広島市配食サービス事業業務委託基本仕様書」による。

（5）履行期間

　　　令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（6）事業規模（概算額）

　　　ア　提案上限額

　1食当たりの上限単価880円（内訳：利用料（弁当代）上限額520円+その他費用（配送費及び事務費（安否確認等））上限額360円）※消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により単価の変更を行う。

　　イ　配食予定数

　令和7年度は年間57,500食程度を予定している。

なお、配食予定数は見込であり、配食数を確約するものではない。

（7）必須事項

・委託契約期間内において、業務を確実に履行すること。

・東広島市内全域に食事を配達すること。

・利用者が選択した食事（昼食又は夕食（1日1食））を利用者ごとに配達すること。

・利用者が選択した回数（週1回から6回まで）を配達すること。

・食事の配達過程においては、保冷設備のある運搬車を用いるなど、10℃以下の適切な温度管理を行い配達し、配達時刻、保冷設備への搬入時刻及び保冷設備内温度の記録を行うこと。

・食事を提供する際、利用者の安否確認を行うこと。

・利用者が支払う利用料（1食当たりの弁当代金相当額）は、事業者において利用者から徴収すること。

・次の①から③の日を除く月曜日から土曜日（祝日※を含む）を業務必須日とし、食事を配達すること。

　※祝日の定義：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　①日曜日

　②1月1日から1月3日まで

　③12月29日から12月31日まで

　　・年に数回、本事業に関する市からの通知文等を、食事の配達時に利用者へ配達すること。また、利用者からの請求に応じ、利用者が市に提出すべき書類を利用者から受け取り市へ提出すること。

（8）プロポーザルの方式

　　　公募型プロポーザル方式とする。なお、本事業に関する説明会は開催しない。

3　実施スケジュール（予定）

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 公募開始（本市ホームページに掲載） | 令和6年12月26日（木） |
| 質問書の提出期限 | 令和7年1月14日（火）17時 |
| 質疑に対する回答 | 令和7年1月17日（金） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和7年1月21日（火）17時 |
| 参加資格審査結果通知及び提案書等提出依頼 | 令和7年1月23日（木） |
| 提案書等の提出期限 | 令和7年1月30日（木）17時 |
| プレゼンテーション実施依頼 | 令和7年2月上旬 |
| 書類・プレゼンテーション審査、ヒアリング実施 | 令和7年2月13日（木） |
| 審査結果通知 | 令和7年2月20日（木） |
| 契約締結 | 令和7年3月中旬 |

4　参加資格要件

　本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体（ＪＶ）とし、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

（1）単体企業の場合

ア　東広島市配食サービス事業を理解し、実施が可能な業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ　参加を表明する日において、１年以上継続して事業を営んでいる者であること。

エ　公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国、公社・公団及び東広島市を含む地方公共団体において、指名停止期間中ではない者であること。

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。

カ　国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納していない者であること。

キ　食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可（飲食店営業で本業務委託内容に関係するもの。）を受けていること。

（2）共同企業体の場合

ア　構成員全てが、「4（1）単体企業の場合」の（ア）～（カ）に掲げる要件を全て満たしていること。かつ、 構成員のうち調理を行う者は（キ）の要件を満たしていること。

イ　構成員は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。

ウ　参加表明書提出時に共同企業体の協定書等の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

エ　共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として、本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

オ　代表者及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると本市が認めた場合は、変更できるものとする。

5　質問及び回答

本事業に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

（1）提出期限

令和7年1月14日（火）17時まで(必着)

（2）提出先

　　　東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

（3）提出方法

電子メールにより受け付ける。電子メールの件名を「東広島市配食サービス事業業務委託に関する質疑」とすること。また、メール送信後に東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課まで受信確認の電話をすること。

（4）提出書類

質問書（様式第8号）

（5）質問書記載の注意点

ア　質疑事項は箇条書きで、任意の番号を記載すること。

イ　企業名、担当者氏名、連絡先（電話、E-mailアドレス）等を必ず記載すること。

ウ　宛名等は、様式に記載のあるとおりとすること。

エ　本要領に反する質問については回答しない。

（6）回答方法

提出期間内に提出された全ての質問を一括してとりまとめた回答書を令和7年1月17日（金）までに本市ホームページで公開する。

6　参加表明書の提出

　本事業のプロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思の表明として、参加表明書（様式第1号及びその添付書類）（以下「参加表明書」という。）を提出するものとする。

（1）提出期限

令和7年1月21日（火）17時まで（必着）

（2）提出先

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

（3）提出方法

持参又は郵送とする。郵送により提出する場合、提出期限までに必着とする。

（4）提出書類

　　　ア　参加表明書（様式第1号）・・・・・・1部

　イ　参加資格要件確認書（様式第2号）・・・・ 1部

　ウ　その他アに記載する添付書類・・・・・・・・各1部

（5）参加資格審査結果

市事務局で審査し、参加表明書を提出した者に対し、令和7年1月23日（木）までに参加表明書に記載のあるE-mailアドレス宛に電子メール及び電話にて通知する。

7　提案書等の提出

　参加を認められた参加表明者は、次の要領で提案書及び関係書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

（1）提出期限

令和7年1月30日（木）17時まで(必着)

（2）提出先

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

（3）提出方法

持参又は郵送とする。郵送により提出する場合、提出期限までに必着とする。

（4）提出書類

　　ア　審査に係る提案書類提出書（様式第4号）

　　イ　申出書（様式第5号）

　　ウ　提案書（様式第9号-①～⑬）

　　　　※提案書の作成に当たっては、別紙「東広島市配食サービス事業業務委託提案書等作成要領・様式集」に従うものとする。

　　エ　見積書（様式第6号）

　　　　※見積書の作成に当たっては、別紙「東広島市配食サービス事業業務委託基本仕様書」中「10　利用者数及び食数」を参考にすること。

　　オ　個人情報保護規定（任意様式）

（5）提出部数

　　　正本1部、（上記ウ　提案書のみ）副本8部

※提案書の副本からは、会社名（従事予定者名は除く。）が特定できないよう作成すること。なお、会社名が特定される記述がある場合は、事務局で当該部分を非表示（黒塗り）とする。

　　※提案書第9号①～⑬は、正本と同じ内容のデータ（Word形式）を提出期限内にメールで地域包括ケア推進課へ送付すること。

※提案書は所定の様式（様式第9号-①～⑬）を使用し、日本産業規格A4判（必要に応じてA3判三つ折り使用可）に印刷し、横書き、両面印刷、左片綴じとすること。

（6）留意事項

ア　提案は、１参加者につき１つとする。

イ　東広島市配食サービス事業業務委託提案書等作成要領・様式集に規定の提出書類（「7（4） 提出書類」と同じ）に不備があった場合は、これを受け付けない。

 ウ　提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

エ　提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　業者選定を行うために必要な範囲において、提案書等を市事務局が複写作成することがある。

 カ 提出書類は返還しない。なお、提出書類は本事業に係る候補者選定以外の用途には使用しない。

キ　提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

8　審査の実施

（1）市事務局において提出書類の確認を行う。なお、必要な書類が提出されていないときは失格とする。

（2）次のいずれかに該当するときは、その提案を無効とする。これは、事業者選定後であっても同様とする。

ア　1食当たりの単価（利用料（弁当代）+その他費用（配送費及び事務費（安否確認等））が880円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えているもの。

イ　1食当たりの利用料（弁当代）が520円（消費税及び地方消費税8％を含む。）を超えているもの。

ウ　1食当たりのその他費用（配送費及び事務費（安否確認等））が360円（消費税及び地方消費税10％を含む。）を超えているもの。

エ　「2 業務の概要」の「（7）必須事項」の要件を満たしていないもの。

　オ　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

　カ　虚偽の内容が記載されているもの。

　キ　提案内容に重大な誤りがあるもの。

（3）有効な提案書等を提出した者（以下「提案事業者」という。）の審査は、「東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（東広島市配食サービス事業）」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等の書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施する。

（4）審査基準は、別紙「東広島市配食サービス事業業者選定審査基準」のとおりとする。配点は、提案書評価点100点、プレゼンテーション評価点50点とする。

（5）提案事業者に、事前に「プレゼンテーション実施依頼書」を送付し、提案内容に関するプレゼンテーション審査及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア　開催日

令和7年2月13日（木）

イ　開始時間及び開催場所

「プレゼンテーション実施依頼書」に記載。

ウ　説明資料

原則、提出した提案書をもとに説明を行うこと。ただし、提案書の内容の範囲内で追加の資料をスクリーンに投影することはできるものとし、提案事業者はスクリーンに投影する資料の内容を紙面で9部（正本1部、副本8部（コピー可））用意し、当日配布することとする。また、スクリーンに投影する資料からは、会社名（従事予定者名は除く。）が特定できないよう作成すること。

エ　プレゼンテーション時間

　　 プレゼンテーションは60分以内（準備5分、説明20分、実食審査10分、質問20分、片

付け5分）とする。ただし、提案事業者の数によってこれより短くなる場合がある。

オ　実食審査

実食に使用する食事及び容器は、本事業で実際に配達するものと同等の内容で次の①～③のとおり1食ずつ作成し、開催日に持参すること。なお、実食で使用する食器・取り皿は市で用意する。

①普通食（副食：普通、主食：普通）

②普通食（副食：きざみ、主食：おかゆ又は軟飯）※本事業で提供可能な場合

③減塩対応食（おかずのみ）※本事業で提供可能な場合

カ その他

　 　①スクリーンを使用しての説明を希望する場合は、地域包括ケア推進課に事前に連絡の上相談すること。スクリーン、HDMIケーブル方式で接続するプロジェクター及び電源は事務局が準備する。パソコン及びプロジェクターに接続するケーブル等、プレゼンテーションに必要な機材は提案事業者で準備すること。

　　 ②人数は、説明者を含め6名までとする。

 　 ③匿名で実施するため、資料への企業名等の記載や発言、服装等について、提案事業者が特定されることがないよう十分注意すること。

9　最優秀候補者等の選定

（1）選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査で提案事業者が獲得した総合評点が150点満点中90点以上となった者のうち最も高い者を最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定である。

（2）総合評点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。

（3）提案事業者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において総合評点が90点以上であれば当該提案事業者を候補者とする。

（4）候補者が、「4 参加資格要件」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。

（5）審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

10　契約に係る注意事項

（1）契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条各号に掲げる条件を満たす場合には、契約保証金は免除する。

（2）契約の締結は、提出された提案書等を基に契約候補者と協議を行い、両者協議が整った場合、東広島市は本事業に係る契約を締結する。

（3）契約書は、東広島市の業務委託契約書（単価）及び業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）を使用する。

（4）本プロポーザルは、提案事業者の企画力等を判断するため行うものであり、内容は契約締結時に修正・変更が加えられる可能性がある。経費については、確定した仕様書に基づいて、再度見積もりの提出を求め、予定価格以下の価格をもって業務委託契約を締結する。

11　その他の留意事項

（1）参加表明書及び提案書等の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア　参加表明書及び提案書等が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

イ　参加表明書及び提案書等が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ　参加表明書及び提案書等に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ　参加表明書及び提案書等に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ　参加表明書及び提案書等に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

カ　参加表明書及び提案書等に、虚偽の内容が記載されている場合

キ　委員会又は事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本実施要領に定める手続きは除く。）

ク　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ケ　東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

コ　その他、本実施要領に違反すると認められた場合

（3）候補者に違反等があった場合や、選定後の協議により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合は、選定委員会における審査で次点になった者を候補者として選定する。

（4）提案に際して、市の情報システム等に関して知ることとなった情報は、第三者に漏らすことを禁ずる。また、市から資料提供を受けた場合は、選定終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じたうえで破棄すること。

（5）本提案に要する費用は、提案事業者が負担することとする。

（6）本提案に関する提出資料は返却しない。

（7）提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認める。なお、提案書等の部分的な差替えは認めない（書類を一式差替えのこと）。

（8）本提案は、選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開請求があったとき、その他市が必要と認めるときは、市はこれを無償で使用できるものとする。

（9）本提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではない。契約内容（範囲）については、別途協議を行う。

（10）本プロポーザルの審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には応じない。

（11）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

（12）電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

（13）参加表明書又は提案書等を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出するものとする。参加辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

なお、上記手続きによりプロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

12　書類提出先及び問い合わせ先（事務局）

担当：東広島市　健康福祉部　地域包括ケア推進課　包括ケア推進係　仁井

住所：〒739-8601

　　　広島県東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館2階）

電話：０８２－４２０－０９８４

FAX：０８２－４２６－３１１７

E-mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

　電話による問い合わせ等は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後5時までの間とすること。